

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

津軽地域の地場産業を支える港づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県

3 地域再生計画の区域

五所川原市及び青森県西津軽郡鰺ヶ沢町の区域の一部（十三漁港及び七里長浜港）

4 地域再生計画の目標

(1) 十三漁港及び七里長浜港は、五所川原市及び鰺ヶ沢町に位置している。五所川原市及び鰺ヶ沢町は、青森県津軽地域に位置し、日本海に面して南北に伸び、北部、津軽平野部、南部で異なった自然環境を有し、一部の区域は津軽国定公園に指定されている。北部は竜飛崎から小泊岬にかけて、急峻な山が海に迫る海蝕崖の絶壁や海蝕崖下の巨大な顕岩、海蝕洞門等の険しい地形が続いている。津軽平野部は、岩木川が注ぐ十三湖をはじめ、長く美しい砂浜と防風林のマツ林から成る七里長浜の自然海岸、平野と七里長浜との間には緩やかな起伏の地形が広がり、数多くの湿原や池沼等が分布している。南部は、ブナの原生林や動植物の多様性で有名な世界遺産の白神山地を有している。また、沿岸の西海岸は海岸段丘が発達し、風光明媚な海岸景観を形成している。

気候は典型的な日本海型気候で、降雪期間は11月中旬から4月上旬の約半年間にわたり冬が長く、積雪や強い季節風による地吹雪などの厳しい気象条件のため、地域の産業や生活全体に直接的・間接的に大きな影響と障害をもたらしている。

(2) 青森県では、地域の特性を活かした魅力と活力ある地域づくりを進めていくため、県内6箇所に「地域県民局」を設置しており、当該地区を所管する「西北地域県民局」を平成19年4月に設置し、5月には同県民局内に県、市町村及び各種団体による「つがる西北五活性化協議会」を組織し、特性を活かした地域づくりを進めている。同協議会では、地域農林水産資源の活用、地域内交流・地域外交流の促進を軸として、農林水産業の担い手の育成・確保、広域観光ネットワークの構築に向けた商工・観光団体や市町村、観光施設、観光事業者等の連携の強化等を提言している。

(3) 鰺ヶ沢町の七里長浜港は、津軽地域における物流需要に対応するため、物流港湾として昭和58年から整備を進めている。同港の主要取扱貨物は、主に建設資材として利用される石灰石や石材及び木材等であり、木材は平成21年度に新規貨物として取扱われ、次年度には前年比160%に取扱量が増加、また平成22年度からは輸出航路も開拓され、更なる取扱量の増加が見込まれている。石灰石は、生コンクリート粗骨材から移行している社会情勢及び背後圏における取扱量の増加見込みより、需要増加が見込まれている。

また、七里長浜港においては、大湊海上自衛隊との交流・連携が図られ、災害等の緊急時の際に日本海側の物資輸送等の拠点となることも期待されている。

しかしながら、港内の静穏度が未だに不十分なため、接岸や陸揚げなどの荷役作業に遅れが生じる状況となっている。このことから、防波堤を整備し静穏度を確保することにより荷役作業の効率性と確実性を向上させることが地域の活性化に資するものであり、避難泊地としての役割も可能となる。

また、同港からは津軽地区の多くの観光地へのアクセスが容易であり、観光クルーズ船の寄港が定常化しつつある。しかし、当地域の課題である交流人口の拡大を図るために、更なるクルーズ船の誘致が必要であり、このことからも港湾の安全性、定時制の確保が必要となる。

(4)一方、七里長浜の北側に位置する十三地域は、シジミ漁を中心とした内水面漁業により安定した漁業経営が維持されてきた。しかし、単一漁業に特化した経営は、かつての日本海中部地震のような河川環境の変化によって資源量が激減する事態が再び発生すれば、漁業経営を一気に圧迫する危険を孕んでいる。このことから、当該地域では持続可能な漁業経営を目指して、外海漁業への展開を図り、経営の多角化を図ることとしている。このため、防波堤、泊地、岸壁、用地等漁港施設の整備を早急に行い、漁業者が安心して利用できる環境を創り、持続可能な漁業経営と安全・安心な水産物の安定供給を目指すものである。

(5)両港を連携して一体的に整備し、防波堤ケーションを同時期に製作することは、台船経費のコスト縮減に繋がる。また、水揚げされた水産物は、鰯ヶ沢町の産地市場へも陸送され、同町のイベント会場や農林水産品の直売施設である「海の駅わんど」で販売されるなど、七里長浜港へのクルーズ船等で訪れる観光客に提供されたりすることなどから、当該整備は両港の経済交流に資する。

また、県、鰯ヶ沢町、五所川原市、津軽地域の他市町村や関連会社で組織する「七里長浜港利用促進協議会」では、積極的なポートセールスを行い、新鮮な水産物の安定供給が重要なアピールポイントであることに加え、クルーズ船寄港の更なる誘致を推進することとしている。

今後も地域の産業を支え、維持していくためには、七里長浜港の物流拠点としての機能と十三漁港整備による漁業者支援を一体的に進めることが必要であり、これにより、両港の経済的な連携と基盤が強化され、地域の再生・活性化、地域住民の生活向上に寄与するものである。

(目標1) 取扱貨物量の増加による経済交流の拡大

物流拠点としての機能強化や、地域の豊富な資源の移出・輸出及び需要資源の移入貨物取扱量を増加させ、経済交流の拡大による地域の活性化を図る。

- 貨物取扱量の増加

80.5千t／年（平成19年～平成23年の年平均値）から

377.5千t／年（平成24年～平成30年の年平均値）に増加

(目標2) 持続可能な漁業経営と安全・安心な水産物の安定供給

水産生産基盤としての漁港機能の強化を図り、経営の多角化を目指す漁業者支援と安全・安心な水産物の安定供給による経済交流の拡大を図る。

- 新規外海漁業参入経営体 30経営体（平成30年度末）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

青森県津軽地域の産業及び経済の振興、防災に寄与するため、七里長浜港については船舶の航行安全性の向上と荷役効率向上のための防波堤整備、十三漁港については漁業活動の安全性及び効率性向上を図るための防波堤等の整備を行う。これにより、七里長浜港の物流拠点としての機能強化及び十三漁港の水産生産基盤の機能強化を図る。

5－2 特定政策課題に関する事項

該当無し

5－3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

[施設の種類と事業主体]

- ・ 港湾施設（七里長浜港） 青森県
- ・ 漁港施設（十三漁港） 青森県

[整備量]

- ・ 港湾施設・・・外郭施設
- ・ 漁港施設・・・外郭施設、水域施設、係留施設、機能施設

[事業期間]

- ・ 港湾施設 平成24年度～平成30年度
- ・ 漁港施設 平成25年度～平成28年度

[事業費]

- ・ 総事業費 2,600,000千円
- 港湾施設 1,180,000千円（うち交付金472,000千円）
- 漁港施設 1,420,000千円（うち交付金710,000千円）

※なお、上記事業の整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

5－4 その他の事業

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5－4－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 七里長浜港ポートセールス

県、鰺ヶ沢町及び五所川原市のほか、津軽地域他市町村及び関連会社で組織する「七里長浜港利用促進協議会」が中心となって、津軽地区の豊富な観光資源を活かし、クルーズ船を誘致する活動に加え、物流拠点としての利用促進を図るための活動や企業誘致等を行い、地域の活性化を図る。

(2) 漁場整備

県では、水産業の振興を図り、かつ、水産資源の維持・持続的活用を推進するため、継続的な漁場整備を実施する。

6 計画期間

平成 24 年度～平成 30 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7－1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、事業完了後に現地調査や関係者等のヒアリングを行い、青森県が実施する「公共事業再評価等審議委員会」において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

7－2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成 23 年度 (基準年度)	平成 30 年度 (最終目標)
目標 1 貨物取扱量の増加	80.5 千 t／年	377.5 千 t／年
目標 2 新規外海漁業参入経営体	—	30 経営体

目標 1 については、岸壁利用者からの報告書のとりまとめにより把握する。

目標 2 については、十三漁業協同組合へのヒアリングにより把握する。

7－3 目標の達成状況にかかる公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標の達成状況については、事後評価の内容を速やかに本県のホームページ上で公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当無し

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当無し

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当無し